

武蔵野市児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

<p>配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	
---	---	--

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）の施行による所得税法（昭和40年法律第33号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。